

受付番号	鎌議第 1164 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長(経営企画部文化人権推進課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

日本非核宣言自治体協議会加盟の意味と効果

2 質問の要旨

日本非核宣言自治体協議会に加盟する理由は何か。加盟することにより、平成26年ほどのような効果が得られているのか。鎌倉市が役員になることはあるのか。そもそも役員の選定方法は何か。本協議会の声明は鎌倉市として賛意を示すものか。賛意を示さないものはあるのか。そもそも声明に意見を持たないのか。市民の血税を使うからには、参加により、鎌倉市の意見を反映させるべきだが、加盟するからには全ての声明に鎌倉市は賛同すると市民は捉えるのではないか。恣性で加盟して、鎌倉市は平成26年ほどどのように協議会に対して関与したのか。何ら加盟市として関与しなかったのか。

3 答弁

本協議会は、約300の非核宣言自治体で構成される団体で、全国、さらには全世界のすべての自治体に平和を呼びかけるとともに、非核宣言を実施した自治体間の協力体制の確立を目的としています。

本市では、平和都市宣言の趣旨と合致することから、平成8年度に本協議会に加入しています。役員は、知事、市区町村長を充てることになっており、総会で決定します。役員の任期は1年で、現時点では本市が役員になることは想定しておりません。また、本協議会におけるこれまでの声明のうち、本市が賛意を示せなかったものはなかったものと認識しています。

平成26年度は、6月に藤沢市で設立30周年記念大会があり、職員2名及び市民2名が出席しました。外務大臣、広島市長、藤沢市長のトークセッションを聴講する中で、被爆地の人々に思いを寄せ、身近な戦争体験を次世代に継承するとともに核兵器のない世界を目指す活動を継続するといった自治体の役割を再確認いたしました。